第九十四条第一項中「署名し印を押した」を「署名した」に改め、同条第二項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受け、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、同一人に係る二以上の有効署名があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

第九十五条中「署名し印をおした」を「署名した」に改め、「及び印」を削る。

第九十五条の二中「署名し印をおした」を「署名した」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十五条の四中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第九十九条の表第九十二条第一項の項中「第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第一項」を「第七十五条第一項」に改める。

第百条の表第九十二条第一項の項、第百十条の表第九十二条第一項の項及び第百十六条の表第九十二条第一項の項を削る。

第百二十一条の表第九十二条第一項の項中「地方自治法第七十四条第五項」を「地方自治法第七十四条第一項」に、「第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」を「第八十六条第一項」に改める。

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

（市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第三項までの規定中「及び押印」を削る。

第四条第一項中「及び押印」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受け、署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、同一人に係る二以上の有効であると認められる署名があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）及び第八条中「及び押印」を削る。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百三十八号

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月十三日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百三十九号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の六第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三項中「多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第四条第一項に規定する移転基本方針」を「まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（次項において「創生総合戦略」という。）」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第二項に規定する政令で定める官署は、創生総合戦略に基づき山口県岩国市に設置された防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するものとする。

5　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第二項の規定により支給する地域手当は、前項に規定する官署が設置された日として防衛大臣が指定する日（以下この項において「指定日」という。）から十年間支給するものとし、同条第二項に規定する政令で定める割合は、指定日から一年を経過する日までの間にあつては百分の二十とし、当該経過する日の翌日から九年を経過する日までの間にあつては指定日から一年を経過するごとに百分の二十から百分の二を順次減じた割合とする。ただし、指定日の前日に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域に引き続き六箇月を超えて在勤していた職員であつて指定日に前項に規定する官署に在勤していたものその他防衛大臣の定める職員以外の職員にあつては、当該割合が百分の十六を超える期間の割合については、百分の十六とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百四十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十四年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和三年三月	四千三百五万円

別表第十一ロの表及びハの表に次のように加える。

令和三年三月	八百八十万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉